

後期高齢者医療制度の運営に関する『運営懇談会』委員の公募を行っています

- ◎職 務 後期高齢者医療制度の運営に関する意見・提案を行っていただきます。
- ◎任 期 委嘱の日から2年間
- ◎応募資格 県内在住の40歳以上の方で、平日昼間青森市での会議に出席できる方
- ◎募集人員 8人（応募者の中から選考により決定）
 - ①被保険者 6人
 - ②65歳以上障害認定の被保険者 1人
 - ③後期高齢者医療以外の医療保険被保険者 1人
- ◎応募方法
 - ・応募用紙（広域連合ホームページよりダウンロードできます。）
 - ・後期高齢者医療制度に関する意見（400字程度）
- ◎応募期間 平成28年6月10日（金）から30日（木）まで
- ◎謝 礼 等 会議1回の出席につき謝礼5,000円および交通費（公共交通機関利用実績相当額）

【お問合せ】青森県後期高齢者医療広域連合 総務課 ☎017-721-3821
 ホームページ <http://www.aomori-kouikirengou.jp/>
 佐井村役場 住民福祉課 国保係 担当：金沢・大畑 ☎38-2111

国民健康保険・後期高齢者医療

～事故にあったとき～

交通事故やけんかなど、第三者の行為による負傷で、健康保険を使い治療を受けたときは、「第三者行為による傷病届」を役場の窓口へ提出くださいますようお願いいたします。

なお、詳細につきましては、担当窓口までご連絡ください。

【お問合せ】住民福祉課 国保係 担当：金沢、大畑

消費税の軽減税率制度の導入について

平成29年4月1日からの消費税および地方消費税の税率引上げに伴い、①飲食料品（酒類および外食を除く）②週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）を対象に軽減税率制度が導入されることになりました。

軽減税率対象品目の税率は8%（標準税率は10%）となります。

また、軽減税率制度の導入により、事業者の方は、日々の業務において、税率の異なるごとに売上げや仕入れを区分経理した上で、申告・納税を行うことが必要となります。

軽減税率の対象品目を取り扱っている事業者の方はもとより、軽減税率の対象品目を取り扱っていない事業者の方や、課税事業者と取引を行う免税事業者の方も軽減税率制度に関する事務を行っていただくこととなります。

詳しくは、国税庁ホームページの軽減税率特設サイトをご覧ください。

【ホームページ：www.nta.go.jp】

【お問合せ】むつ税務署 ☎22-3294

村県民税（第1期）、固定資産税（第2期）、介護保険料（第1期）の納期は、

6月30日（木）です。忘れずに納付しましょう！

※納期ごとの納付が困難な方は、分割による納付も可能です。

お気軽に住民福祉課へご相談ください。